

広島県教育委員会教育長告示第一号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条の規定によって、技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定した。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

- 1 名称 KTC中央高等学院広島キャンパス
- 2 所在地 広島市中区橋本町三番一六号

二 連携科目等の追加指定

追加して指定する連携科目	追加して指定する連携科目に対応する高等学校の科目
マーケティング	マーケティング
ビジネス実務	ビジネス実務